

# 山口県モビリティデータ連携基盤構築業務実施業務委託に係る 公募型プロポーザル応募要項

## 1 目的

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「山口県モビリティデータ連携基盤構築業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

次に掲げる業務の委託

### (1) 業務名

山口県モビリティデータ連携基盤構築業務

### (2) 業務内容

山口県モビリティデータ連携基盤構築業務委託仕様書（別添）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

20,376千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類「06 コンピューターサービス」で登録があること。
- (3) 公募の開始の日から提案書の提出期限までの間いずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

## 4 参加手続き等

この手続への参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 質問の受付及び回答

- ①提出書類 質問書（様式1）
- ②提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで必着
- ③提出方法 持参、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかによること。  
（必ず提出先に受付確認をすること。）
- ④質問内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。
- ⑤回答 質問書を受け付け後、質問者及び参加表明者全員に対し、電子メール等により随時回答する。

(2) 参加表明書の提出

- ①提出書類 参加表明書（様式2-1）  
業務実績書（様式2-2）
- ②提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時まで必着
- ③提出方法 持参、郵送、電子メール、又はFAXのいずれかによること。  
（必ず提出先に受付確認をすること。）

(3) 企画提案書の提出

- ①提出書類 別紙1のとおり
- ②提出部数 各7部
- ③提出期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで必着
- ④提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1  
山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課 地域交通班  
電話番号：083-933-3120  
F A X：083-933-2527  
Eメール：a11300@pref.yamaguchi.lg.jp

## 5 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法について

別途設置する審査委員会が、提出された企画提案書に基づきヒアリング（応募者によるプレゼンテーション）を実施し、審査基準（別紙2）に基づき審査し、受託者の選定を行う。

- ①審査日時 令和8年6月上旬～中旬
- ②実施場所 山口県山口市滝町1-1 山口県庁内 会議室  
（具体的な開催日時、場所等は提案者に対して別途通知）
- ③備考 ・提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明すること。（パワーポイントの使用可。）  
・プレゼンテーション参加人数は3人までとする。  
・プレゼンテーションの時間は、説明20分、質疑10分以内を予定。

(2) 審査結果について

- ア 審査結果については、すべての提案者に書面で通知するが、結果に係る説明は行わない。
- イ 審査した提案について、実施方法等について条件を付す場合がある。

(3) 審査結果の取消について

企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、提案者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、審査結果を取り消すことがある。

(4) その他

- ア 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 提出書類は原則返却しない。また、提出書類の訂正、差替は認めない。
- ウ 提案者が1者であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。
- エ 業務委託業者が決定され次第、当該業者は、事業費積算書とは別の正式な見積書を提出すること。

## 6 契約に関する事項

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

## 7 応募スケジュール

委託業務の応募スケジュールは次のとおり予定している。

令和8年5月 1日（金）	募集開始
令和8年5月15日（金）	質問書の提出締切
令和8年5月20日（水）	参加表明書の提出締切
令和8年6月 1日（金）	企画提案書の提出締切
令和8年6月 上旬～中旬	プレゼンテーションの実施、審査委員会
令和8年6月 下旬	選定結果通知
令和8年6月 下旬	契約締結

## 8 その他

- (1) この手続の開始後に、3（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年5月11日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県観光スポーツ文化部交通政策課（電話 083-933-3120）に問い合わせること。

## 応 募 書 類

以下の書類について、様式 3 を第 1 ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付して提出すること。（【例】 1 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 等）

なお、提案書のサイズは A 4 判とし、ホッチキス留めの上、7 部提出すること。図面等を使用する場合は A 3 判も可とするが、A 4 判に三つ折りし、提案書に綴じ込むこと。

(1) 業務提案書表紙（様式 3）

○業務提案書の表紙として提出すること。

(2) 業務実施体制（任意様式）

○本業務を実施するための体制図（担当者名、担当業務等）を記載すること。

(3) 業務実施方針及び計画（任意様式）

○本業務の方針及び遂行スケジュール等について記載すること。

(4) モビリティデータ連携基盤についての提案（任意様式）

○データセキュリティ機能、データ調達、ダッシュボード構築に関する仕様について記載すること。

(5) 操作マニュアルについての提案（任意様式）

○操作マニュアルの概要（イメージが分かるもの）について記載すること。

(7) ニーズ把握フィードバック支援体制についての提案（任意様式）

○ニーズ把握フィードバック支援体制の概要（イメージが分かるもの）について記載すること。

(8) 見積書（任意様式）

○本業務に係る所要経費の明細を明示した上で、予算限度額の範囲内で見積書を作成すること。

○消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## モビリティデータ連携基盤事業実施業務 審査基準

## 1 審査基準・配点

審査項目	審査内容・評価の視点	配点	備考
①業務実績	・過去3年度間（令和5～7年度）に受注した国又は地方自治体における同種業務について、十分な実績を有しているか。	10点	事務局審査 (参加表明書)
②業務実施体制	・委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人員となっているか。	5点	審査会審査… (提案書) プレゼンテーション
③基本的な考え方	・実現可能性や効率性を考慮した対応方針や、適切な業務スケジュールが組まれているか。	5点	
④データセキュリティ機能構築	・モビリティデータ連携基盤の利用者（ダッシュボードの閲覧者）、閲覧制限機能を自由に設定できる機能を備えているか。	10点	
⑤データ調達支援	・仕様書に記載の対象データを継続して調達・変換し可視化するための専門的な知見やノウハウを有しているか。	10点	
⑥ダッシュボード構築	・仕様書に記載のダッシュボードを構築する提案となっているか。 ・ダッシュボードアクセスアカウントは仕様書に記載の条件を有しているか。	20点	
⑦操作マニュアルの作成	・運用マニュアル等について、容易に理解・実践できるものとなっているか。	10点	
⑧ニーズ把握、フィードバック支援	・モデル市町の選定とインタビュー内容作成支援が組み込まれているか。 ・市町から意見をまとめ、フィードバックができる体制となっているか。	20点	
⑨見積価格	・満点（10点）× （提案価格のうち最低価格／自社提案価格） ※小数点以下四捨五入	10点	
合計			100点

※「業務実績」の項目については、業務実績書（様式2-2）により評価する。